



あやめ



in「一期一会」

文責：生徒指導主事 櫻本直弘

芸術鑑賞教室がありました

～青洲高校音楽部&武川中学校～

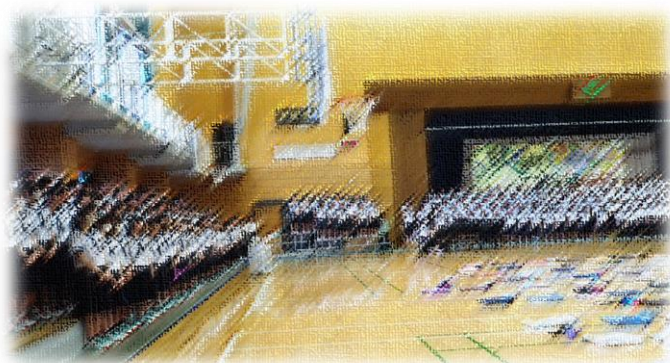
9月8日(月)の午後、芸術鑑賞教室が行われました。本校では、昨年度に続き、目標を持って合唱に取り組む高校生たちの発表を鑑賞する機会を設け、青洲高校音楽部による演奏を聴かせていただきました。また、今年度は新しい試みとして武川中学校との合唱交流も兼ねる形をとり、武川中学校の全校合唱を含め、3校での芸術鑑賞教室(合唱交流会)となりました。

青洲高校音楽部は、先日の**第91回NHK学校音楽コンクール(通称Nコン)山梨県大会でも金賞を獲得し、山梨県代表として関東甲信越ブロックコンクールにも出場**するなど、県内の合唱活動を牽引するとともに素晴らしい団体です。少ない部員数ながらも、一人ひとりの発声や声量、合唱に対する志などがとても高く、私達の耳に心地よいメロディを運んでくれ、心がとても潤いました。また、何より高校生の発表しているときの表情が素晴らしかったですね。喜びにあふれた表情で演奏される姿に感銘を受けました。

武川中学校は全校生徒46名という小さな学校にもかかわらず、全校体制で合唱活動に力を入れているそうです。**「普段の活動の成果として学校外に出て発表する機会が設けられないか」**ということで今回櫛形中学校に相談があり、このような3校での交流会形式となりました。50名に満たない生徒数にもかかわらず、体育館中に響く歌声…。ひとつのことに一生懸命打ち込む姿の美しさ…。武川中学校のみなさんから大事なものを学ばせていただいたような気がします。

2校による演奏披露後、櫛形中学校から『全校ハレルヤ』の発表を行い、その後青洲高校音楽部による合唱指導もしていただきました。(武川中学校はハレルヤの発表後に帰校されたので、合唱指導は櫛形中学校と青洲高校の2校での実施となりました。)各パートの留意すべき点やタイミングの取り方などを顧問の薬袋先生から指導していただきました。青洲高校音楽部の皆さんも中学生の列に入って一緒に歌ってくれたこともあり、高校生の近くにいた生徒は歌い方や発声・発音など、学ぶことも多かったことと思います。櫛形中学校全校生徒&青洲高校音楽部で奏でた『全校ハレルヤ』は、とてもきれいに響きあい、心地よい余韻が心に残りました。紫翠祭本番もとても楽しみです。保護者のみなさんも櫛形中伝統の『全校ハレルヤ』をぜひ期待してください。





衣替えの準備を

9月24日（水）～10月17日（金）の約3週間にわたり、橿形中学校では「**冬服への移行期間**」となります。期間中は気候や気温の状況に合わせ、各自で判断し、夏服と冬服を選択して着用してください。なお、**10月20日（月）からは「冬服への完全移行（いわゆる衣替え）」**となりますので、20日までに諸準備を済ませておいてください。よろしくお願いします。

秋の交通安全運動によせて

9月21日（日）～30日（火）までの10日間は、秋の全国交通安全運動が全国一斉に行われます。本校でも、この期間中毎朝生活交通安全委員と職員が通学路に立ち、交通安全の呼びかけを行う予定です。（本校では9月24日（水）～10月1日（水）に実施）

正しく自転車に乗りましょう

ここ最近、自転車通学者のマナーについて地域の方々からご指摘を受ける機会が増えています。具体的には、

「**自転車の歩道走行**」と「**自転車の並列走行**」の二点になります。どちらも道路交通法で「禁止事項」としてしっかりと明記されている内容であり、自転車利用者が最低限守るべきものです。しかしそれがなかなか守られていない現状…。とても残念です。

自転車に乗るということは、**歩行者を傷つける可能性がある乗り物を操る**ということです。最悪のケースとしては中学生が乗っていた自転車だったとしても、傷つけてしまった歩行者に対し、多額の賠償請求が課されます。そんな「危険」も想定される乗り物だからこそ、厳しい罰則があるのです。私たちはそれを自覚しなければなりません。

本校の自転車通学者は、**道路交通法及び本校の自転車通学規定に従うことを条件に自転車通学が許可されています**。その点をもう一度よく考えてください。

「**私たち自身の安心・安全**」のために、そして「**歩行者のみなさまの安心・安全**」のために、もう一度自転車の乗り方についてご家庭で考えてみてください。

《守ろう！自転車安全利用5則》

- ◆その1「**自転車は車道が原則、歩道は例外**」
- ◆その2「**車道は左側を通行**」
- ◆その3「**歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**」
- ◆その4「**安全ルールを守る**」
- ◆その5「**子どもはヘルメットを着用**」

これらは、道路交通法規に抵触します。違反者には罰金刑等が課せられており、中には懲役刑の対象となるものもあります。

- ・夜間のライト点灯
- ・二人乗りは禁止
- ・並進は禁止
- ・信号を守る（左折時の信号無視）
- ・交差点での一時停止と安全確認
- ・傘を差しながらの運転
- ・運転中のスマホ、イヤホンの使用禁止

